

行政文書の更なる開示の申出書

文部科学大臣 殿

スポーツ庁宛ての請求の場合はスポーツ庁長官、文化庁宛ての請求の場合は文化庁長官としてください。

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

- 1 更なる開示を求める行政文書の名称
〇〇に関する報告書（〇年度）

記

行政文書開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」記載の文書名を記入してください。

- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号
令和〇年〇月〇日 〇〇受文科総第〇〇〇〇

行政文書開示決定通知書記載の日付及び文書番号を記入してください。

- 3 最初に開示を受けた日
令和〇年〇月〇日

開示文書の閲覧を行った日など、最初の開示を受けた日を記入してください。

- 4 更なる開示の実施の方法
写しの送付

希望する開示の実施法を記入してください。
郵送を希望する場合は郵便切手も送付してください。
（郵送料は行政文書開示決定通知書「3 開示の実施の方法等」を参照してください。）

（事務所における開示の実施を受け、写しを送付する場合は、その

* 行政文書開示決定通知書「3 開示の実施の方法等」を参照してください。について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を参照してください。

行政文書開示決定通知書「3 開示の実施の方法等」を参照してください。

開示実施手数料

〇〇〇〇 円

ここに収入印紙

収入印紙

収入印紙を貼ってください（現金での納付はできません）。
なお、文部科学省、スポーツ庁、文化庁では収入印紙の購入はできませんので御注意ください。

（受付印）